

# 運転免許関係手数料の改定

## 定期改定

地方分権推進計画  
(平成10年5月閣議決定)

法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする。

【平成24年度が見直しの時期】

- ・ 都道府県警察の業務実態
  - ・ 都道府県警察における関連物品の調達実績
  - ・ 製造業者等の見積り価格
  - ・ 消費者物価指数の変動
- 等の調査結果に基づき手数料の標準を積算。

## 事業仕分け

運転免許の更新時講習  
(平成22年5月)

- 1 実質的な競争を確保し、全日本交通安全協会も含めて、競争的にどの団体に行わせるかを判断すべき。
- 2 コストを削減し、結果的に免許更新者の負担を下げる努力をすべき。

### 1 競争性の確保

- 2 3年度中の一般競争入札等の導入を指示(H22.6)
- 2 3年度中に4 2県において導入済み  
(残り5県についても、平成24年度から導入予定)

### 2 コストの削減

- 更新時講習の教材の在り方についての提言(平成23年3月)
- 運転免許制度に関する懇談会 -  
「交通の教則」と「人にやさしい安全運転」を1冊の教本に整理し、分量を4分の1程度削減する  
優良運転者講習においては、「安全運転自己診断」を配布しない 等

## 運転免許関係手数料の改定(平成24年4月1日施行予定)

6 8項目中5 1項目で減額。特に更新時講習は大きく減額。

優良運転者	700円	600円(100円)	14.3%減)
一般運転者	1,050円	950円(100円)	9.5%減)
違反運転者等	1,700円	1,500円(200円)	11.8%減)